

地方公営企業会計基準見直しQ&A

このQ&Aは、各団体から寄せられた質問等に基づき作成したものである。

【凡例】

・法…改正後地方公営企業法 ・旧法…改正前地方公営企業法 ・令…改正後地方公営企業法施行令 ・旧令…改正前地方公営企業法施行令
 ・則…改正後地方公営企業法施行規則 ・旧則…改正前地方公営企業法施行規則 ・指針…「地方公営企業が会計を整理するに当たりよべき指針」

1. 借入資本金

日付	番号	質問	総務省回答
24.10.12	1-1	注記の要件:「負担することを定めている場合」とは? 企業債の償還に要する資金の全部又は一部を一般会計等において「負担することを定めている場合」には、その内容及び金額を予定貸借対照表等に注記することとされているが(則 § 39 II)、「負担することを定めている場合」とはどのような場合を指すか。条例で定めるべきか。規則で定めるべきか。決裁で足りるか。	予定貸借対照表等になされる注記はあくまで将来の見込みを示したものであるため、行政内部での整理がなされていれば足り、形式は問わない。
24.10.12	1-2	注記の方法 企業債の償還に要する資金の全部又は一部を一般会計等において「負担することを定めている場合」には、その内容及び金額を予定貸借対照表等に注記することとされているが(則 § 39 II)、どのように注記すべきか。	注記の方法については、最終的には各公営企業により判断していただきたいが、一例を示せば、以下のとおり。 (企業債の償還に係る他会計の負担) 貸借対照表に計上されている企業債のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、〇〇〇円である。
24.10.12	1-3	注記の効果:債務負担行為との関係 企業債の償還に要する資金の全部又は一部を一般会計等において「負担することを定めている場合」には、その内容及び金額を予定貸借対照表等に注記することとされているが(則 § 39 II)、議会の議決を経る以上、債務負担行為の効果を持つのか。	注記は、将来にわたり債務を負担する意思を示すものではなく、あくまでも将来にわたり債務を負担することが見込まれる額を記載するものであるため、債務負担行為の効果は持たない。なお、当該注記があったとしても、債務負担行為を定めるべき必要性はない。

2. 補助金等により取得した資産の償却制度

日付	番号	質問	総務省回答
24.10.12	2-1	「補助金等」の解釈 繰延収益に整理される「補助金等」には、どこまで含まれるか(令 § 26①)。料金引き下げの趣旨のものに限定すべきであり、例えば耐震化事業における国庫補助金等、必ずしも料金引き下げを趣旨にしたものではない補助金は除かれるか。	繰延収益制度を導入した趣旨は、損益計算上において、減価償却費をどのような財源で賄ったかを明確にすることにあるため、料金引き下げの趣旨に限定されるものではなく、償却資産の取得又は改良に充てるためのものであれば、補助金等と解すべきである。
24.04.12	2-2	廃止時期 みなし償却制度は、いつ廃止されるか。	則の規定が適用されることにより廃止されるため、原則として、平成26年度に廃止される。それまでの間は、「なお従前の例による」ため、引き続きみなし償却を行うことができる(則附則 § 2①)。なお、平成24年度又は平成25年度から則の規定を適用する場合は、適用した年度に廃止される。

日付	番号	質問	総務省回答
24.04.12	2-3	移行処理:資本剰余金の「処分」か? みなし償却制度が廃止されるに伴う移行処理において資本剰余金を減額することは、法 § 32③に規定する資本剰余金の「処分」に該当するか。	移行処理については、みなし償却制度が廃止されるに伴い当然に行われるべき処理であることから、議会の判断を求める必要が無い。 よって、この場合における資本剰余金の減額については、法 § 32③に規定する資本剰余金の「処分」には該当しない。
24.04.12	2-4	移行処理:損益計算書への影響① みなし償却を行っていた場合、みなし償却制度が廃止されるに伴う移行処理において資産の額から減額する場合、損益計算書に減価償却費として計上せずに処理すべきか。	お見込みのとおり。 ただし、貸借対照表の減価償却累計額には減額相当額を加算するものとする。
24.04.12	2-5	移行処理:損益計算書への影響② みなし償却を行っていなかった場合、みなし償却制度が廃止されるに伴う移行処理において資本剰余金を利益剰余金に振り替える場合、損益計算書に収益として計上せずに処理すべきか。	お見込みのとおり。
24.04.12	2-6	移行処理:勘定科目 みなし償却を行っていなかった場合、みなし償却制度が廃止されるに伴う移行処理において資本剰余金を利益剰余金に振り替える場合、未処分利益剰余金に振り替えるべきか。	お見込みのとおり。
24.04.12	2-7	「補助金等」の解釈 みなし償却制度が廃止されるに伴う移行処理において、現在資本剰余金に整理されている受贈財産評価額は、長期前受金に振り替えるべきか。	長期前受金は、償却資産を減価償却する際にあわせて収益化することにより、損益勘定に実質的に影響を与えないためのものであるため、長期前受金に振り替えるべき対象である「補助金等」とは、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものをいう(令 § 26①)。 よって、贈与を受けた財産が償却資産であれば、補助金等として長期前受金に振り替え、償却資産以外の固定資産であれば、資本剰余金に整理すべきである。
24.10.12	2-8	移行処理:総合償却の方法 指針第13章第3③に示された「国庫補助事業等の単位ごとに、当該事業による取得資産をグループ化し、そのグループにより行うことができる。」(総合償却)とは、具体的にどのように行うのか。	別紙1参照。
24.10.12	2-9	長期前受金戻入の内訳表示 「平成21年12月 地方公営企業会計制度等研究会<報告書>」P.59によれば、戻入される収益を損益計算書に、長期前受金を貸借対照表にそれぞれ計上する際に、補助金等の源泉別に区別しているが、新会計制度においては区別して計上する必要があるか。	地方公営企業法 § 17の2において経費負担の原則が定められている点に鑑みれば、公営企業の費用を公費(特に一般会計負担分)でどれだけ賄っているかについては公営企業の経営状況を示す上で重要な情報であるため、長期前受金を源泉別(補助金等、一般会計繰入金、その他)に区別して損益計算書及び貸借対照表に計上することが望ましい。
24.10.12	2-10	一般会計等繰入金の勘定科目 各事業年度における償却資産の減価償却額と一般会計等繰入金の額との差額が重要でないときは、長期前受金に整理することなく収益化されることになるが(則 § 21③)、この際の収益の勘定科目はどのように設定すべきか。	長期前受金に整理することなく収益的収入として整理されるため、「長期前受金戻入」とは言えない。また、営業助成等のための他会計補助金とも区別する必要がある。そのため、「資本費繰入収益」等の勘定科目を別途設定すべきである。

日付	番号	質問	総務省回答
24.12.10	2-11	一般会計等繰入金の収益化方法 建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対し、一般会計等から繰入れを行う場合、当該繰入金の額については補助金等の例により整理するものとする(則 § 21③)とされているが、具体的にどのように収益化を行うべきか。	企業債に対しどれだけ一般会計等が負担するかを繰入割合として決定した上で、当年度の減価償却費に繰入割合を乗じた金額を当年度の収益化額とする。ただし、当年度の収益化額は企業債に係る一般会計等繰入金の総現在高を限度とする。考え方及び具体的な処理手順については、別紙4参照。
24.12.10	2-12	建設仮勘定相当額分の補助金等の処理 未供用の償却資産を建設仮勘定に整理した場合、建設仮勘定は非償却資産であるものの将来償却資産に振り替わるため、その財源となった補助金等については長期前受金に整理するべきか。	お見込みのとおり。
24.12.10	2-13	減価償却限度額を超過する部分に係る補助金等の処理 償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等について、当該償却資産の減価償却限度額を超過する部分(有形固定資産の場合、帳簿価額の5%)に係る補助金等については、減価償却時に収益化されることはないが、長期前受金に整理するべきか。	除却時に収益化されるため、長期前受金に整理するべきである。
24.12.10	2-14	現存しない償却資産に係る資本剰余金が存在している場合の処理 移行処理の際に現存しない資産に係る資本剰余金が存在する場合、当該資本剰余金についても移行処理の対象とすべきか。それとも、新しい会計基準適用後も資本剰余金に残したままでよいか。	則に規定する移行処理は現存する資産のみを対象としているため、移行処理の対象とする必要はないが、各公営企業の判断により、当該資本剰余金を処分することは差し支えない。この場合は、処分に係る条例又は議決が必要である。
25.03.14	2-15	資本金として整理されている繰入金の処理 建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金への繰入金のうち、資本金として整理されている額についても、移行処理に伴い長期前受金に振り替えることができるか。	移行処理の対象となる繰入金は、最初適用事業年度の前事業年度の末日において「現に資本剰余金に整理されている」ものであるため(則附則 § 6⑥参照)、償却資産の取得又は改良に充てた企業債の元金償還金に対する繰入金のうち、資本金として整理されている額については長期前受金に振り替えることはできない。
25.03.14	2-16	引継資本金のうち補助金等に相当する額の処理 Q&A2-15によれば、「資本金として整理されている額については長期前受金に振り替えることはできない。」とあるが、市町村合併に伴い、合併前に受けた償却資産取得に係る補助金等を自己資本金に組み入れていた場合における当該補助金等相当額についても、移行処理に伴い長期前受金に振り替えることはできないのか。	移行処理の対象となる補助金等は、最初適用事業年度の前事業年度の末日において「現に資本剰余金に整理されている」と考えられるため(則附則 § 6⑥参照)、移行時点で資本金として計上されているものを移行処理として長期前受金に振り替えることはできないが、当該補助金等相当分は合併前は資本剰余金に整理されるものであったため、移行前に議会の議決を経た上で資本金の額を減少させ資本剰余金に振り替えた後、移行処理時に長期前受金に振り替えることができる。
25.03.14	2-17	結果として償却資産取得のために使われた補助金等の処理 新規給水申込者から徴収した加入者負担金が「償却資産の取得又は改良に充てるため」の財源として使われた場合、償却資産相当額を、令 § 26②及び則 § 21②の規定に従い長期前受金に計上した上で収益化するべきか。	加入者負担金をどのような目的で徴収するかについては各地方公共団体の条例によるが、4条収入として計上する加入者負担金については、建設改良目的で受け入れた負担金であると評価できるため、当該加入者負担金の償却資産相当額分については、令 § 26②及び則 § 21②の規定に従い収益化するべきである。 他方、3条収入に計上するものについては、財源を整理した結果、償却資産の取得又は改良のために充てられたと整理できるものであっても、単に内部留保を財源として償却資産の取得又は改良が行われたものであると評価できるため、令 § 26②及び則 § 21②の規定に従い収益化するべきではない。

日付	番号	質問	総務省回答
25.06.28	2-18	未収の受益者負担金の長期前受金への計上 Q&A2-11別紙4では、一般会計等繰入金の未収分については収益化できない旨の考え方が示されているが、償却資産の取得又は改良に充てるための受益者負担金の未収分について、長期前受金に計上することはできないのか。	受益者負担金の未収分については公営企業の債権として発生しているため、長期前受金に計上することができる。
25.06.28	2-19	資本費平準化債に対する繰入金の処理 建設改良費に充てた企業債に係る元金の償還に対して資本費平準化債を発行し、当該資本費平準化債に係る元金の償還に対して繰入金を受ける場合、当該繰入金についても長期前受金に計上しなければならないのか。	資本費平準化債は、建設改良費に充てた企業債に係る元金の償還を、必要に応じて、引き延ばすために借り換えたものであり、その性質は、建設改良費に充てた企業債と何ら変わらないものであるため、当該繰入金についても長期前受金に計上した上で、Q&A2-11で示されている考え方に従い収益化しなければならない。
25.06.28	2-20	「差額が重要でないとき」の解釈 建設改良費に充てた企業債に係る元金の償還に対する繰入金の収益化に関して、則 § 21③但書に規定されている「差額が重要でないとき」とは、どのような場合を想定しているのか。	「差額が重要でないとき」とは、資産の償却期間と企業債の償還期間がほぼ同一であることにより、原則どおり収益化した場合と当該年度に繰入金全額を収益化した場合を比較して、各公営企業の損益に与える影響に大きな差異がない場合を言う。
25.08.09	2-21	建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金の収益化にかかる移行処理について 建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対し、一般会計等から繰入れを行う場合の当該繰入金の収益化方法についてはQ&A2-11で示されているが、新会計基準適用前に繰り入れられた繰入金についても、移行処理を行わなければならないのか。	則附則 § 6⑥の規定により、移行処理を行わなければならない。当該繰入金にかかる収益化の考え方はQ&A2-11の方法と同様であり、具体的な処理手順としては、①これまで発行した企業債に対しどれだけ一般会計等が負担することになっているかを繰入割合として決定した上で、②移行前年度までの減価償却累計額に繰入割合を乗じた金額を資本剰余金から利益剰余金に振り替え、③現存する償却資産の残存価額に繰入割合を乗じた額を資本剰余金から長期前受金に振り替える。 ただし、移行時点での一般会計等繰入金の総現在高が減価償却累計額に繰入割合を乗じた金額に満たない場合は、当該一般会計等繰入金の総現在高を利益剰余金に振り替え、減価償却累計額に繰入割合を乗じた金額に満たなかった額は、後年度に、当年度の収益化を行った分に対し、総現在高に余剰が出た場合、移行時に満たなかった額を上限に、その余剰の範囲内で特別利益に計上し収益化する。

日付	番号	質問	総務省回答
25.10.18	2-22	償却資産の取得又は改良の財源となった補助金等のうち、消費税相当額の償却資産の取得又は改良の財源となった補助金等を資本剰余金から長期前受金に整理することとなった。特定収入割合が5%を超えた場合、現行の処理では特定収入をもってまかなわれた資本的支出に係る控除できなかった仕入れ税額は資本剰余金と相殺処理をしてもよいとされてきたが、今後同じく、長期前受金と相殺処理をしてもよいか。	<p>会計処理について①</p> <p>お見込みの通り。新会計基準における会計処理についても、現行の処理を踏まえ、下記のいずれかとなる。</p> <p>【通常処理】</p> <p>原則：特定収入をもってまかなわれた資本的支出に係る控除できなかった仕入れ税額について、機械、備品等にそれぞれ振り戻し資産計上する。この結果、資産を税込み、財源側も税込みで長期前受金を計上することになる。</p> <p>例外：特定収入をもってまかなわれた資本的支出に係る控除できなかった仕入れ税額と長期前受金を相殺する。この結果、資産も長期前受金も消費税部分を相殺し、税抜きで計上することになる。</p> <p>【特定収入仮払消費税及び地方消費税の額が当該年度の営業費総額に比して著しく少ない場合（以下の処理も差し支えない）】</p> <p>特定収入をもってまかなわれた資本的支出に係る控除できなかった仕入れ税額について、当該年度に一括して営業外費用の「雑支出」として費用化し、対応する長期前受金を「雑収益」として収益化する。</p>
25.10.18	2-23	償却資産の取得又は改良の財源となった補助金等のうち、仕入税額に対応する部分を受け入れた場合で、特定収入割合が5%以下の場合、補助金等のうち、消費税相当額はどのような会計処理を行うのか。	<p>下記のいずれかの処理となる。</p> <p>【補助金を返還する場合】</p> <p>返還に伴い、長期前受金を減少させる。</p> <p>【補助金を返還しない場合】</p> <p>①補助金等のうち仕入れ税額に対応するもので、長期前払消費税の財源とならなかった部分「雑収益」として計上する。</p> <p>②補助金等のうち仕入れ税額に対応するもので、長期前払消費税の財源となった部分長期前受金に計上し、長期前払消費税の償却に合わせて収益化を行う。</p>
25.10.18	2-24	下水道事業債（特別措置分）に対する繰入金の処理	
		Q&A2-19に資本費平準化債に係る元金の償還に対して繰入金を受ける場合、当該繰入金について長期前受金に計上しなければならないとあるが、下水道事業債（特別措置分）についても、同様の処理が必要となるか。	<p>お見込みの通り。</p> <p>下水道事業債（特別措置分）も、建設改良費に充てた企業債に係る元金の償還を引き延ばすために借り換えたものであるため、その性質は、建設改良費に充てた企業債と何ら変わらないものであり、当該繰入金についても長期前受金に計上した上で、Q&A2-11で示されている考え方に従い収益化しなければならない。</p>
28.03.28	2-25	みなし償却制度の廃止に伴う経過措置に関する注記の開示不要年度	
		みなし償却制度の廃止に伴う経過措置に関する注記（指針第13章第3⑧）は、みなし償却制度の廃止に伴う移行処理方法を説明する趣旨であることから、移行処理を行った新会計基準の適用初年度のみ開示が必要な注記と考えているが、新会計基準の適用2年目以降においても注記すべきか。	<p>みなし償却制度の廃止に伴う経過措置に関する注記は、新会計基準の適用2年目以降において開示は不要である。なお、各団体の判断で注記することは差し支えない。</p>

3. 引当金

日付	番号	質問	総務省回答
24.10.12	3-1	注記の方法 引当金の計上方法は注記することとされているが(則 § 37④Ⅲ)、どのように注記すべきか。	注記の方法については、最終的には各公営企業により判断していただきたいが、一例を示せば、以下のとおり。 (退職給付引当金の計上方法) 職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している(なお、一般会計が負担すると見込まれる額〇〇〇円を除く)。
24.10.12	3-2	法定福利費の扱い 期末手当・勤勉手当に伴う法定福利費についても引き当てるべきか。	賞与に対応して発生するものであることから、引当金(法定福利費引当金等)として引き当てるべきである。
24.04.12	3-3	条例化の必要性の有無 「平成21年12月 地方公営企業会計制度等研究会<報告書>」P.15においては、「退職給付引当金について、一般会計が退職手当を全額負担することや人事交流職員分を負担することを設置等条例で定めた団体については、当該職員に係る引当てを不要とする。」との記述があったが、一般会計が退職手当の全額又は一部を負担する場合、条例化が必要となるのか。	一般会計等との経費負担の原則についての条例化については今後の検討事項としたため現時点において条例化する必要は無いが、経費負担の考え方を明確にするため、予定貸借対照表等に一般会計が全額又は一部を負担する旨の注記をした上で、議会に対して説明すべきである。
24.10.12	3-4	退職給付引当金:期末要支給額<組合積立額の場合の計上方法> 退職手当組合に加入している場合、期末要支給額から組合積立額に相当する額を控除して計上することとされているが(指針第5章第3⑥)、組合積立額に相当する額が期末要支給額を超える場合、当該超過分を資産計上できるか。	差し支えない。この場合、固定資産に「前払退職手当組合負担金」等の勘定科目を別途設定すべきである。
24.04.12	3-5	移行処理:修繕引当金の扱い 最初適用事業年度の前事業年度の末日において計上されている修繕引当金と新しい会計基準適用後の修繕引当金について、同じ修繕引当金として貸借対照表に整理してもよいか。	従来の修繕引当金は、「当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿減価の一定割合の額」を計上することが認められていたが、新しい会計基準においては、「修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り計上する」とこととされている。そのため、性質上別個のものを含みうることとなるが、従来の修繕引当金についても「なお従前の例により取り崩すことができる」とことから(改正省令附則 § 4)、同じ修繕引当金として整理しても差し支えない。 なお、この場合、従来の修繕引当金として計上されているもののうち、いわゆる特別修繕引当金に相当する額については、特別修繕引当金として整理しなければならない。
24.04.12	3-6	移行処理:退職給付引当金を特別損失として計上できる場合 退職給付引当金の計上に伴う経過措置について、最初適用事業年度の初日において則 § 22の規定により計上すべき退職給付引当金に相当する額を、一定事業年度に分割して費用計上する場合、毎年度特別損失として計上することができるか。	長期間にわたり継続して特別損失として費用計上することは、本来の特別損失としての性格を考慮すると適当ではないことから、企業会計での扱いに鑑み、費用処理期間が5年以内であり、かつ、費用処理額に金額的重要性がある場合に限り、特別損失として計上することができる。

日付	番号	質問	総務省回答
24.10.12	3-7	給与費明細書の記載事項 給与費明細書は発生主義に基づく給与費の明細を示すものであるが、これまで現金支出のタイミングと費用認識のタイミングが概ね一致していたため、事実上、当該年度の支出予定額が給与費明細書上明らかになっていた。引当金の計上義務化に伴い、現金支出のタイミングと費用認識のタイミングが異なることとなるが、現金支出に関する情報を明らかにするため、給与費明細書を変更する必要があるか。	給与費明細書は本来発生主義に基づく給与費の明細を示すものであるため、変更の必要は無いが、当該年度の支出額を明らかにするため、貸借対照表の注記として引当金の取崩額を明記し、かつ、予算段階においてもその年度の支出額が明らかになるよう、予定貸借対照表の注記としても引当金の取崩額を明記するべきである(則 § 44)。注記の例については、以下の通り。 (例) 平成26年度に退職手当80を支出するために、既に計上している退職給付引当金90から80を取り崩した場合 「・退職給付引当金の取崩し 平成26年度において、退職手当として80を支給することになったため、退職給付引当金80を取り崩した。」
24.10.12	3-8	4条職員の引当ての要否 退職手当、期末手当・勤勉手当について、これまで3条職員(収益勘定支弁職員)分と4条職員(資本勘定支弁職員)分とを分け、4条職員について4条で支出していた場合であっても、当該職員分について退職手当引当金及び賞与引当金を計上すべきか。	引当金の義務化の趣旨に鑑みて、4条職員について4条で支出していた場合であっても引当金を計上する必要がある。ただし、4条職員の引当金は、他の建設改良費等と同様、資産の取得価額に加えることにより計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用処理しない。具体的な計理方法については以下の方法が考えられる。 (例) 平成27年6月に4条職員の賞与60を支給する場合において、平成26年度末貸借対照表に賞与引当金40(26年度既発生分)を計上する場合 【平成26年度】 (予算経理) なし (貸借対照表) 資産 40 / 賞与引当金 40 【平成27年度予算】 (予算経理) 建設改良費等 60 (貸借対照表) 賞与引当金 40 / 現預金 60 資産 20
24.12.10	3-9	移行前年度に発生した期末勤勉手当の処理 移行初年度においては、6月に支払う期末勤勉手当のうち、前年度12月-3月分(4ヶ月分)を賞与引当金として計上していないが、当該未計上分をいかに費用処理すべきか。	「手当」として特別損失に計上する。そのため移行初年度は、営業費用に計上される「手当」(当年度4月-11月分)・「賞与引当金繰入額」(当年度12月-3月分)と、特別損失に計上される「手当」(前年度12月-3月分)を合わせると1年4ヶ月分となることに留意する。
24.12.10	3-10	引当金を取り崩す場合の処理 退職手当の支出時に退職給付引当金を取り崩す場合、一度収益として計上した上で改めて費用化すべきか。	退職給付引当金の取崩分については、繰入時に一度費用として計上されているため、改めて収益として計上した上で費用化する必要はない。なお、実際の経理処理の例は以下のとおり。 (例) 平成26年度に退職手当20を支出するために、既に計上している退職給付引当金90から20を取り崩した上で、26年度末時点の退職給付引当金が100必要となる場合 (損益計算書) 退職給付引当金繰入額 30 (=100-(90-20)) ※退職給付引当金取崩額20については、収益に計上しない。

日付	番号	質問	総務省回答
24.12.10	3-11	特別修繕引当金の計上基準 法令上の義務付けがなくとも、当該事業年度の負担分として見込まれる額を特別修繕引当金として計上できる場合があるか。	特別修繕引当金は、法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上する(指針第5章第4③)こととされており、法令上の義務付けがある場合と同程度に費用発生の蓋然性が認められると判断される場合には特別修繕引当金の対象になると考えられる。なお、特別修繕引当金として計上できない場合でも、必要に応じて各年度の利益処分の際に積立金に積み立てる等の方法によることが考えられる。
24.12.10	3-12	新規法適用事業の引当金の計上方法 新規に法適用を行う公営企業において、法適用事業年度の開始貸借対照表に引当金を計上することにより、当該引当金について損益計算書に費用計上しなくてもよいこととなるのか。	法適用開始時点で認識すべき資産・負債はこれまで予算化されてきたもの(議会で認識されてきたもの)に限られ、これまで予算化されていない負債を計上する場合は、損益計算書に費用計上しなければならない。従って、新規に法適用を行う公営企業が引当金を計上する場合は、開始貸借対照表に計上することはできず、法適用事業年度の損益計算書に引当金繰入額を計上した上で、法適用事業年度末の貸借対照表に計上すべきである。
25.03.14	3-13	退職手当組合に加入している場合の退職給付引当金の計上要否 退職手当組合に加入している場合、職員に対する退職手当の支払いは組合から行われ、公営企業からの支払いは組合負担金のみである。 この場合、退職給付引当金の計上は必要か。	退職手当組合等の一部事務組合に加入している場合であっても、一般的には組合積立額が不足する場合には、当該不足額に応じて将来公営企業に追加的な費用負担が発生すると考えられるため、引当ての要件に当てはまり、指針第5章第3のとおり退職給付引当金を計上する必要がある。 ただし、毎事業年度支払う一定の負担金(一般負担金)のみを公営企業が負担しており、積立金の不足等に応じて発生する追加的な費用負担(収支差額の調整のために支払う負担金、組合脱退時の清算金等を含む)を全て一般会計が負担することとしている場合においては、将来公営企業には新たな費用が発生しないこととなるため、退職給付引当金の計上は不要である。 なお、勸奨退職等自己都合退職以外の特別な事由により退職した場合において、退職手当支給額が自己都合要支給額を上回る差額に対して支払われる特別負担金等については、上記追加的な費用負担に含まれない。
25.03.14	3-14	公営企業単独の組合負担金累積額等の把握が困難な場合① 退職手当組合に対して支払った負担金や組合から支給された退職手当について、一般会計等を含めた地方公共団体全体の負担金累積額や退職手当支給総額は把握できるが、公営企業会計のみの累積額や支給総額は把握が困難な状況である場合、公営企業が計上すべき退職給付引当金の額について、把握可能な当該地方公共団体全体の数値を用いて算定することは可能か。具体的には、以下の手順で算定することは可能か。 ①公営企業だけでなく、当該地方公共団体全体の「負担金累積額－退職手当支給総額＋運用益の団体持分」を算出する ②当該額を公営企業会計と一般会計等との間で合理的に按分する ③按分した公営企業会計の持分を退職給付債務から控除する	差し支えない。

日付	番号	質問	総務省回答
25.03.14	3-15	<p>公営企業単独の組合負担金累積額等の把握が困難な場合②</p> <p>退職手当組合に加入している公営企業が一般会計等を含めた地方公共団体全体の数値を用いて退職給付引当金を算定する場合、退職給付債務から控除する額について、健全化判断比率の算定に用いた数値を基に当該控除額を計算することは可能か。</p> <p>具体的には、算定様式4⑤D表(別紙5参照)の組合積立額から、一般会計等負担分とされた部分を控除し、残る額を一般会計等以外の会計で按分した額を用いることは可能か。</p>	差し支えない。
25.03.14	3-16	<p>貸倒引当金の計上にあたっての債権区分の設定方法について</p> <p>貸倒引当金の算定にあたって未収金等の債権に区分を設定する場合、企業会計基準の「金融商品に関する会計基準」と同様、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の3区分を設ける必要があるか。</p>	<p>貸倒引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定(指針第4章第1節第6)されていれば、必ずしも全ての公営企業において3区分を設ける必要はない。</p> <p>ただし、たとえば破産手続等の法的整理が開始されるなど、通常の企業活動において入手可能な情報に基づいて、他の債権より明らかに貸倒リスクが高くなったことを把握できる債権については、貸倒実績率により一律に引当金を計上する債権区分とは別の債権区分を設けた上で、個別に回収可能性を検証し、引当金を設定する方が合理的であると考えられる。</p> <p>なお、破産更生債権等については貸借対照表上、流動資産ではなく投資その他の資産に計上すべきであり、当該破産更生債権等に係る貸倒引当金についても別途計上する。</p>
25.03.14	3-17	<p>不納欠損処理を行っていない場合の貸倒実績率の算定方法について</p> <p>不納欠損処理を行っておらず、行う予定もない場合、損益計算書に貸倒損失が計上されないことから、貸倒引当の計上は不要と考えるべきか。</p> <p>貸倒引当金の計上が必要である場合、貸倒実績率の算定はどのように行うべきか。</p>	<p>債権が回収できなければ、将来的には公営企業にとっての損失となる。したがって、不納欠損処理を行わないという理由で貸倒引当金を設定しないことは適当ではなく、あくまでも債権の回収可能性に応じて貸倒引当金を設定する必要がある。</p> <p>不納欠損処理を行っていない場合の貸倒実績率の算定について、例えば、時効が完成した債権は回収可能性が著しく低下していると考えられることから、これらを実質的な貸倒とみなして貸倒実績率を算定する方法が合理的であると考えられる。</p>
25.06.28	3-18	<p>公営企業の組合積立金相当額がマイナスである場合の処理</p> <p>退職手当組合に加入している公営企業においては、組合積立金相当額を算出することになっているが、当該額がマイナスとなった場合、どのように処理すべきか。</p>	<p>組合積立金相当額がマイナスであることは、過去に組合から支払われた退職手当の支給総額に対して、公営企業が今までに組合に対して支払った負担金の累積額が不足していることを意味する。</p> <p>組合の規約において、当該不足額を調整負担金や特別負担金等として、将来において支払うことを想定している場合においては、将来費用が発生するもので当該事業年度以前の事象に起因するものであり、かつ当該額を合理的に見積もることができることから、引当金として計上すべきである。</p>
25.06.28	3-19	<p>移行前年度までに発生したと考えられる退職給付引当金以外の引当金や減損損失の計上方法</p> <p>退職給付引当金以外の引当金や減損損失について、移行前年度までに発生した分を、最初適用事業年度の初日において計上すべきか。</p>	<p>退職給付引当金以外の引当金や減損損失については移行前年度までに発生した分の計上方法に関する法令上の規定はなく、最初適用事業年度の初日において計上する必要はない。</p> <p>ただし、移行前年度までに発生した分を移行初年度に発生した通常分と区分して、特別損失に計上することが適当である。</p>

日付	番号	質問	総務省回答
25.06.28	3-20	移行処理に係る退職給付引当金繰入額等は予算において流用禁止項目となるか 移行処理に係る退職給付費(退職給付引当金繰入額)や、特別損失として計上する期末勤勉手当については、予算上流用禁止項目となるのか。	退職給付費(退職給付引当金繰入額)及び期末・勤勉手当は共に職員給与費であり、流用禁止項目に該当する。
25.08.09	3-21	退職給付引当金の算定対象とすべき企業職員 退職給付引当金を簡便法により算定する場合において、算定対象とすべき企業職員に、現在は一般会計に所属しているが、過去に公営企業会計に所属したことがあり、公営企業会計が退職手当の一部を負担することとなる職員も含まれるか。 また、含まれる場合、期末要支給額を在籍期間で按分する際に、人事交流が頻繁であるため合理的な額を見積もることが困難である場合も想定されるが、かかる場合はどのように算定すれば良いか。	(前段) 含まれる。原則として、一部であっても公営企業会計が退職手当を負担するすべての職員が対象となる。 (後段) 公営企業会計に過去に所属した職員及び現在所属している職員について、人員構成等に大きな違いがない場合は、合理的な見積もりとして、各職員についての期末要支給額の合計額として、現在所属している職員の、一般会計負担分を控除する前の期末要支給額を採用することも可能である。(算定方法及び考え方については、別紙6参照。) ただし、原則としては、過去に所属した職員及び現在所属している職員の期末要支給額の期間按分にて行うものであり、システム対応等の準備が整わない期間の一時的な措置とすることが望ましい。
25.08.09	3-22	修繕引当金の取り崩しにかかる予算経理について 修繕引当金を設定している場合に実際に修繕が発生し、引当金を取り崩して費用や損失に充てる場合、以下のいずれの方法により経理すべきか。 ①引当金と費用を相殺する場合(損益計算書への計上なし) (予算経理) なし (会計処理) 修繕引当金 10 / 現金 10 損益計算書には何も計上しない。 ②費用を計上し、引当金を戻入する場合 (予算経理) 収益的収入 営業外収益 修繕引当金戻入益10 収益的支出 営業費用 原水費 修繕費10 (会計処理) 修繕引当金 10 / 修繕引当金戻入益 10 修繕費 10 / 現金 10 損益計算書には修繕費と修繕引当金戻入益を10ずつ計上する。	原則としては①の方法により経理する。なお、引当金を取り崩して費用や損失に充てた場合、当該事業年度の支出や損失額を明らかにするため、当該引当金の科目名と取り崩し額を注記すべきである。
25.10.18	3-23	退職金の一部を一般会計等から繰り入れる場合の退職給付引当金の算定について 退職金の支給について、全額を公営企業で執行した後、一部一般会計等負担分を繰り入れることとなっている。 上記の場合、公営企業において計上すべき退職給付引当金は、他会計負担分についても計上を要するか。	退職金について、企業会計及び一般会計等との間において、一般会計等から負担金として繰り入れること及びその負担額(率)について行政内部での取り決めがなされている場合は、その分について公営企業で退職給付引当金を計上する必要はない。 なお上記による場合、当該取り決めに基づき一般会計等が負担する退職手当の金額を示すとともに、それらを退職給付引当金計上額から除いている旨の注記を要する(則 § 37 ①三)。

日付	番号	質問	総務省回答
25.11.08	3-24	受益者負担金の未収分の取扱いについて① 償却資産の取得又は改良に充てるための受益者負担金の未収分について、貸倒引当金の計上は必要か。	受益者負担金の未収分についても、回収不能となった際に費用又は損失となることから引当金の計上が必要である(則 § 22)。
25.11.08	3-25	受益者負担金の未収分の取扱いについて② 償却資産の取得又は改良に充てるための受益者負担金(長期前受金)の未収分をn年度において以下のように処理した。 n年度 未収金 20 / 長期前受金 20 貸倒引当金繰入額 8 / 貸倒引当金 8 ※未収受益者負担金にかかる貸倒引当金は8と算定 その後、未収のままn+5年度を迎え、時効が完成し不納欠損を行ったが、その際の処理として、以下でよろしいか。なお、長期前受金は収益化により10となっている。 n+5年度 貸倒引当金 8 / 未収金 20 貸倒損失 12 ※ ※引当不足額を貸倒損失として損失処理	お見込みのとおり。なお、不納欠損を行った未収金に対応する長期前受金10について、引き続き償却資産の減価償却に対応させて収益化する。
26.01.07	3-26	引当金と重要性の原則 各種引当金について、営業規模等に対して引当金計上金額が少額である場合、重要性が乏しいものとして引当金の計上を行わないこととしてよいか。	引当金は、将来の費用又は損失として貸借対照表上の負債又は資産の控除項目に計上するものであり、民間企業以上に住民の日常生活に密接に関連するサービスを安定的かつ継続的に供給することが望まれる地方公営企業において、住民や議会等を含めた関係者が将来に向けた経営計画の策定や料金の決定等に係る判断にあたり、もれなく全てを確実に把握しておくべき性格のものである。このため、計上に際しての重要性の原則の適用については、たとえ金額が少額であっても、そのみをもって判断することなく、その質的側面を勘案し、慎重に判断すべきものである。 なお、指針において列挙されている貸倒引当金、退職給付引当金、賞与引当金、修繕引当金及び特別修繕引当金については、引当金の中でも、広く一般的に認識されており、ほとんどの地方公営企業において想定され得るものである。また、人件費や修繕費等、特に企業の安定的かつ継続的な運営にあたって回避することのできない固定的な性質の経費に係るものといえる。 したがって、指針に列挙されている各引当金については、その質的重要性に鑑み、金額が少額であっても、重要性が乏しいため引当を行わないことは認められず、団体・企業間の比較可能性の観点からも各企業の恣意性の排除を行い、確実な計上を要するものである。

4. 繰延資産

日付	番号	質問	総務省回答
24.10.12	4-1	償却原価法とは？ 企業債発行差金に係る償却原価法とはどのように行うのか。	別紙2参照。
25.10.18	4-2	償却原価法の適用について 企業債について、払込みを受けた金額と債務額との差額は、償却原価法を適用することとされているが、当該差額について、発行した事業年度の営業外費用として一括計上することは可能か。	払込みを受けた金額が債務額と異なる企業債については、事業年度の末日において適正な価格を付すこととされていることから、償却原価法によることが原則である(則 § 12条2項②、指針第5章第5②)。 ただし、各企業の判断により払込みを受けた金額と債務額との差額に金額的重要性が乏しい場合は、例外的措置として、当該差額を発行時に一括して費用処理し、額面金額をもって債務額としても差し支えない。

5. たな卸資産の価額

日付	番号	質問	総務省回答
24.10.12	5-1	低価法の会計処理方法 低価法は簿価と時価を比べることになるが、前事業年度に低価法により簿価を切り下げている場合、現在の簿価を基準にすべきか(切放し法)。簿価切り下げ額について、当該事業年度に戻入れを行い、元の簿価を基準にすべきか(洗替え法)。	いずれの処理方法を取ることも差し支えない。
24.12.10	5-2	評価損の計上方法 たな卸資産の評価損については、損益計算書上いかに計上すべきか。	評価損については、通常は「たな卸資産減耗」として営業費用に計上する。
25.06.28	5-3	「重要性の乏しいもの」の解釈 たな卸資産に低価法を導入するに当たって、「重要性の乏しいもの」(則 § 8三)とはどういうものを想定しているのか。	たな卸資産の重要性は一律に判断できるものではなく、公営企業毎に判断することになるが、一般的には、事務用の部品や消耗品等の販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき貯蔵品は重要性が乏しいといえる(指針第4章第1節第4④)。
25.10.18	5-4	移行前年度までに発生したと考えられるたな卸資産の評価損の計上方法 たな卸資産評価損について、Q&A3-19にあるように移行前年度までに発生した分を、特別損失に計上することは可能か。	たな卸資産の評価損は、「たな卸資産減耗」として営業費用に計上することが通常である(Q&A5-2)。 ただし、移行前年度までに発生したたな卸資産評価損は、過年度損益修正損の性格があるため、特別損失として計上することができる。なお、この場合には、洗替え法を適用していても、当該簿価切下額の戻入れを行ってはならない。

6. 減損会計

日付	番号	質問	総務省回答
24.04.12	6-1	減損処理を行った場合の企業債及び補助金の取扱い 企業債及び国庫補助金を財源として整備した施設等の減損処理を行った場合、当該企業債の繰上償還及び補助金の返還は必要か。	最終的には、企業債の繰上償還の規定及び補助金交付要綱の解釈によるものではあるが、減損処理は、資産の処分ではなく、資産の評価減にすぎないことから、一般的に不要と考える。
24.10.12	6-2	グループ化の単位の決定方法 将来の使用が見込まれていない遊休資産については、キャッシュ・フローを生み出さないため、原則として、当該遊休資産を独立した固定資産グループとして扱うことになると思われるが、重要性の基準を適用し、重要性の乏しいものについては、他の資産及び資産グループから独立して取り扱わなくてもよいか。	お見込みのとおり。
24.10.12	6-3	減損の兆候の要件 兆候の要件として、「業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス」とあるが、固定資産グループ単位ではマイナスが生じているものの、会計全体で見たときに大幅に黒字になっている企業であれば、兆候なしと判断してよいか。	地方公営企業は営利を目的としていないことから、事業単位別、施設別の固定資産グループ間の財政調整を行うことを前提に、公営企業全体の損益収支の均衡を予定しているケースがあり、このようなケースにおいては、固定資産グループ単位でマイナスが生じていたとしても、必ずしも兆候ありと判断する必要はない。ただし、全体で損益収支の均衡が図られていたとしても、当該固定資産グループが、当初見込んでいた損益又はキャッシュ・フローを達成しているかを踏まえて判断すべきである。
24.10.12	6-4	非償却資産の収益化 償却資産の減損損失を認識する場合、当該減損損失に対する補助金等相当額が収益化されるが、非償却資産については、補助金等相当額を収益化する必要はないか。	非償却資産取得のための補助金等については、引き続き資本剰余金として整理することとなり、かつ、全額費用として計上しうる売却の場合でも収益化されない以上、一部のみを費用として計上する減損損失の場合でも収益化されないと解すべきである。
24.12.10	6-5	将来キャッシュフローの見積り方法 指針第4章第1節第3⑤(2)では、「業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローには経常費用に対する一般会計又は他の特別会計からの繰入金等を含む」とあるが、この繰入金の見込み額を計上するに当たっては、一般会計との覚書等が必要か。	将来キャッシュフローの見積りはあくまで将来の見込みを算定するものであるため、現在の繰入の状況やこれまでの考え方をもとに合理的に繰入が見込まれる旨一般会計との間で整理がなされていれば足り、覚書等の取り決めまでは必要ない。
25.06.28	6-6	除却、減損、減価償却の前後関係 減損損失を計上する事業年度において、当該資産に係る当年度分の減価償却費は①減損前の帳簿価額 ②減損後の帳簿価額 のいずれを基に算出すべきか。 また、同事業年度に資産を除却する場合はどうか。(これまでは資産を除却した場合は全額を除却費に計上していた。)	減価償却については事業年度開始の時点における帳簿原価又は帳簿価額を基に減価償却額を算定し行うこととされている(則 § 15~18)一方、減損処理については事業年度の末日において行うものとされている(則 § 8③二)ことから、減価償却を先に行うべきである。したがって、質問前段については、①により、減価償却を行った後の帳簿価額に対して減損損失を計上し、帳簿価額を減額する。 後段については、期中に除却した資産については、期末時点において当該除却額分だけそもそも資産が存在していないことから、減損損失の計上は不要であり、全額を除却費として計上する。
25.06.28	6-7	減損の兆候判定の際に、繰入金を収益又はキャッシュ・フローに含めるか 減損の兆候の有無を判定する場合において、当該資産の損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているかどうかを判定する際、一般会計からの繰入金や長期前受金戻入は勘案してよいか。	減損の兆候を見る場合においても、一般会計からの繰入金や長期前受金戻入は原則として収益又はキャッシュ・フローとしてカウントする。

7. リース取引に係る会計基準

日付	番号	質問	総務省回答
24.10. 12	7-1	<p>リース料の扱い リース資産として資産計上する場合、これまで賃借料として支払ってきたリース料は、売買処理と同じ扱いをするため、4条予算として毎事業年度予算計上することになるか。</p>	<p>お見込みのとおり。「リース債務支払額」等で計上することになる。</p>
24.04. 12	7-2	<p>移行処理: 所有権移転ファイナンス・リース取引の扱い リース取引に係る会計基準の導入に伴う移行処理において、所有権移転ファイナンス・リース取引については、どのように扱うべきか。</p>	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引と異なり、最初適用事業年度の前事業年度の末日以前にリース契約に基づくリース期間が開始された契約に係るものについても、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことは認められない。 当該取引の会計処理は、次のいずれかの方法により行うこととなる。 ① 最初適用事業年度の初日以後にリース期間が開始されたリース契約に係る取引と同様の扱いとする(最初適用事業年度の初日までの累積的影響額は特別損失として処理する)。 ② 最初適用事業年度の前事業年度の末日における未経過リース料期末残高相当額(未経過リース料相当額から利息相当額を控除して得た額に相当する額をいう。以下同じ。)を取得原価とし、最初適用事業年度の初日に取得したもとしてリース資産に計上する。未経過リース料期末残高相当額を取得原価とした場合、最初適用事業年度の初日以後の残存期間における利息相当額については、その総額をリース期間中の各事業年度に定額で配分することができる。 なお、これにあわせて、平成24年3月6日付け事務連絡「地方公営企業会計基準の見直しに係る財務諸表の試算のためのファイルの配付について」において別添配布した「地方公営企業会計基準の見直しに係る財務諸表の試算方法について」の内容を以下のとおり訂正する。</p> <p>[移行処理作業] リース取引に関する会計基準 1. 最初適用事業年度の前事業年度の末日以前にリース契約に基づくリース期間が開始された契約に係る所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理を、次のいずれかの方法により行う。 ①(略) 正 ② 最初適用事業年度の前事業年度の末日における 未経過リース料期末残高相当額(未経過リース料相当額から利息相当額を控除して得た額に相当する額をいう。以下同じ。)を取得原価とし、最初適用事業年度の初日に取得したもとしてリース資産に計上する。 誤 ② 最初適用事業年度の前事業年度の末日における未経過リース料相当額又は未経過リース料期末残高相当額(未経過リース料相当額から利息相当額を控除して得た額に相当する額をいう。以下同じ。)を取得原価とし、最初適用事業年度の初日に取得したもとしてリース資産に計上する。</p>

日付	番号	質問	総務省回答
25.06.28	7-3	<p>予算経理の要否</p> <p>リース契約締結時、リース資産やリース債務を計上することとなるが、当該計上について予算経理は必要となるか。</p>	<p>リース資産の取得に際しては、公営企業が現金の収受を行うことはないため、リース資産の取得やリース債務の計上についての4条予算経理は不要である(固定資産を年賦購入契約により購入する場合と同様。)</p> <p>ただし、当該事業年度に生じたリース料の支払や、減価償却を月割計算で行う場合における減価償却費については予算経理が必要である。</p>
25.06.28	7-4	<p>各リース取引の重要性の判断基準</p> <p>1. 所有権移転ファイナンス・リース取引、2. 所有権移転外ファイナンス・リース取引、3. 解約不能なオペレーティング・リース取引それぞれのリース取引の重要性の判断基準については、法令、指針上明らかでないが、どのように考えればよいか。</p>	<p>各契約については、以下の基準に基づき判断すべきである。なお、詳細については、総務省ホームページ掲載資料「地方公営企業会計制度の見直しについて」を参照頂きたい。</p> <p>1. 所有権移転ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々のリース資産に重要性が乏しいと認められ、通常の賃貸借取引と同様の会計処理が認められるリース契約。下記いずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ①購入時に費用処理するもの ②リース期間が1年以内であるもの <p>2. 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 個々のリース資産に重要性が乏しいと認められ、通常の賃貸借取引と同様の会計処理が認められるリース契約。下記いずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①購入時に費用処理するもの ②リース期間が1年以内であるもの ③1契約あたりのリース料総額が300万円以下のもの <p>(2) リース資産総額に重要性が乏しいと認められ、支払リース料のうち利息相当額について簡便な経理方法(利息相当額をリース期間定額法により計上する方法、又は利息相当額を損益計算に計上せず、全額元本相当額として処理する方法)が認められるリース契約。具体的には以下の式を満たす場合。</p> $\frac{\text{未経過リース料期末残高}}{(\text{未経過リース料期末残高} + \text{有形固定資産} + \text{無形固定資産})} < 10\%$ <p>3. 解約不能なオペレーティング・リース取引に係る基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要性が乏しいと認められ、未経過リース料の注記を要しないとされるリース契約。下記いずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ①購入時に費用処理するもの ②リース期間が1年以内であるもの ③事前解約予告期間中にリース料を支払うもの ④1契約あたりのリース料総額が300万円以下のもの

日付	番号	質問	総務省回答
25.10.18	7-5	解除条件付リース契約(長期継続契約)の取扱い ファイナンス・リース取引と判定される要件のひとつに「ノン・キャンセラブル(解約不能)」が挙げられるが、リース契約のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては予算不成立等を理由とした契約解除条項(文言例:「当該リース契約に係る予算が削除もしくは減額された場合、契約を解除できる」)が含まれており、かつ契約解除に伴う違約金の支払いが約定されていない場合についても、「ノン・キャンセラブル」に該当するか。	契約当事者同士が、当該予算制約事項を前提として、長期にわたりリース物件の貸借を行う意思があるリース契約について、当該予算制約事項による契約解除条項をもってキャンセラブル(解約可能)とは判断することはできない。 なお、上記に該当するリース契約を資産及び負債として計上する場合は、当該負債のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係る金額について、注記により示す必要がある(則 § 44)。 注記例 ・長期継続契約に係るリース債務 通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは下記の金額である。 短期リース債務 ○○円 長期リース債務 △△円

8. 補填財源

日付	番号	質問	総務省回答
24.10.12	8-1	組入資本金制度廃止に伴い発生する未処分利益剰余金の扱い 組入資本金制度の廃止により、建設改良積立金等の使用後において未処分利益剰余金が発生することになるが、当該未処分利益剰余金を補填財源として使用することができるか。	建設改良積立金等を使用した場合、当該建設改良積立金等と対応していた現金は外部流出するため、現金の裏付けが無くなることから、当該利益剰余金は、原則としては、補填財源として使用することはできない。 しかし、建設改良積立金等により建設改良された資産が減価償却され、当該費用を料金収入によって回収した場合、当該料金収入相当額については、補填財源として使用することは差し支えない。 ただし、当該料金収入相当額は、損益勘定留保資金でもあるため、二重に使用することがないように、損益勘定留保資金と区別・管理した上で使用すべきである。 別紙3P.3参照。
24.10.12	8-2	みなし償却制度廃止に伴い発生する未処分利益剰余金の扱い みなし償却を行っていない資産がある場合、みなし償却制度が廃止されることに伴う移行処理において未処分利益剰余金が発生することになるが、当該利益剰余金を補填財源として使用することができるか。	当該利益剰余金はみなし償却を行っていなかった資産の減価償却に伴い増加していた損益勘定留保資金と対応するものであるため、補填財源として使用することができる。 しかし、損益勘定留保資金として既に使用している可能性があるため、確認の必要があるとともに、今後も二重に使用することがないように、損益勘定留保資金と区別・管理した上で使用すべきである。 別紙3P.4参照。
24.10.12	8-3	引当金の扱い 引当金を補填財源として使用することができるか。	当面支出が見込まれないなら、資金の効率的な運用として補填財源として活用する余地はあると考えられるが、基本通知(昭和27年自乙発第245号)十三(五)において、「これら引当金については、これに見合うものとして企業内部に留保された資金を、建設改良費等の財源としてみだりに使用することは避けるべきであり、この意味で、特定預金等の形態として留保を図ることは適当であると思われること。」とあることを踏まえ、各団体において慎重に検討の上、ご対応いただきたい。

日付	番号	質問	総務省回答
24.12.10	8-4	長期前受金戻入と補填財源との関係 長期前受金戻入は現金収入を伴わない収益であるため、補填財源を調整する必要があるのではないかと。	長期前受金戻入については現金の裏付けがないため、補填財源を調整する必要がある点についてはお見込みのとおり。実際に、補填財源を計算する場合においては、長期前受金戻入相当額分について、当年度損益勘定留保資金から控除する。
25.06.28	8-5	ワン・イヤー・ルールの徹底により流動負債に振り替えられるものの処理 補填財源については、補填財源に使用できる性質のものであるか(現金の裏付けがあるか、裏付けがある場合でも補填財源として使用しても良いか)の判断に加えて、使用できる金額として、「流動資産－流動負債」によって算定される額と当年度分損益勘定留保資金及び当年度純利益の合計額の範囲内であることとされているが、新会計基準適用後、ワン・イヤー・ルール of 徹底により流動負債に振り替えられる企業債や他会計借入金等も、上記式の流動負債に含まれるか。	補填財源は4条予算の不足額である「4条収入－4条支出」を補填する資金であり、4条支出で経理される1年内返済予定の企業債や他会計借入金等を「流動資産－流動負債」の流動負債に含めることは適当ではない。従って、ワン・イヤー・ルール of 徹底により流動負債に振り替えられる企業債や他会計借入金等は、補填財源を算定する際の流動負債には含まれない。

9. キャッシュ・フロー計算書

日付	番号	質問	総務省回答
28.03.28	9-1	建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対しての一般会計等からの繰入金 建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対し、一般会計等から繰入金を受ける場合、当該繰入金は、固定資産の取得又は改良に充てるための国又は他の会計から交付される補助金等と同様に、投資活動によるキャッシュ・フローに区分するのか。	繰入金 の計上区分 建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対しての一般会計等からの繰入金については、資金を受け入れる時点は異なるものの、その趣旨は固定資産の取得又は改良に充てるための国又は他の会計から交付される補助金等に準じたものと考えられるため、投資活動によるキャッシュ・フローに区分することが適当と考えられる。ただし、当該繰入金を出資として受ける場合は、財務活動によるキャッシュ・フローに区分することが適当と考えられる。 なお、キャッシュ・フロー計算書を間接法にて作成しており、建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対しての一般会計等からの繰入金を「資本費繰入収益」等の勘定科目にて収益的収入で整理している場合は、業務活動キャッシュ・フローの当年度純利益の計上額から、「資本費繰入収益」等を控除することに留意が必要である。 【キャッシュ・フロー計算書(間接法)の表示例(抜粋)】 業務活動によるキャッシュ・フロー 当年度純利益 20 ・・・ 資本費繰入収益 △ 5 ・・・ 小計 ・・・ 業務活動によるキャッシュ・フロー ・・・ 投資活動によるキャッシュ・フロー ・・・ 一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入 5 ・・・ 投資活動によるキャッシュ・フロー ・・・ ※上記のキャッシュ・フロー計算書の数値は、建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対しての一般会計等からの繰入金5を「資本費繰入収益」等の勘定科目にて収益的収入で整理しており、当年度純利益が20であった場合を例にしている。

11. 組入資本金制度の廃止

日付	番号	質問	総務省回答
25.08.09	11-1	<p>新会計基準移行後の減債積立金使用額の資本金への組入れ</p> <p>平成26年4月1日より適用される、旧施行令第25条の削除に伴い、減債積立金を使用して企業債を償還した場合において、当該使用額に相当する額を利益剰余金から資本金に組入れる場合には、会計規程に規定することでは足りず、議決又は条例の定めによる必要があるか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>例示された様に、減債積立金を使用して企業債を償還した場合等において、当該使用額に相当する額は利益剰余金に振り替えられるが、利益剰余金から資本金に組入れる場合には、会計規程に規定することでは足りず、法 § 32②に基づき、条例又は議会の議決を要する。</p> <p>なお、会計規程は法令又は当該地方公共団体の条例若しくは規則又はその機関の定める規則に違反しない限りにおいて制定することができる。</p>
28.03.28	11-2	<p>損益計算書における「その他未処分利益剰余金変動額」の開示対象</p> <p>その他未処分利益剰余金変動額は、「地方公営企業法施行規則等の一部改正について(通知)」(平成24年12月25日付け総財公第124号)の第一の五において、当該事業年度の損益計算以外に発生する利益剰余金変動額のうち、みなし償却制度の廃止に伴う経過措置により資本剰余金から振り替えた未処分利益剰余金の額及び組入資本金制度の廃止に伴い発生する未処分利益剰余金の額を記載する欄として、損益計算書様式の項目に追加した旨が規定されている。</p> <p>新会計基準の適用2年目以降は、みなし償却制度の廃止に伴う経過措置により資本剰余金から振り替えた未処分利益剰余金の額は生じないと考えられるが、その他未処分利益剰余金変動額の開示対象は、組入資本金制度の廃止に伴い発生する未処分利益剰余金の額のみであると解してよいか。</p>	<p>その他未処分利益剰余金変動額は、当該事業年度の損益計算以外に発生する利益剰余金変動額のうち、みなし償却制度の廃止に伴う経過措置により資本剰余金から振り替えた未処分利益剰余金の額及び組入資本金制度の廃止に伴い発生する未処分利益剰余金の額を記載する欄として、損益計算書様式の項目に追加したものであるが(「地方公営企業法施行規則等の一部改正について(通知)」(平成24年12月25日付け総財公第124号)第一の五)、当該項目の性質は、当該事業年度の損益取引以外の未処分利益剰余金変動額を損益計算書にて開示し、損益計算書にて開示される当年度純利益(又は当年度純損失)と前年度繰越利益剰余金(又は前年度繰越欠損金)から当年度未処分利益剰余金(又は当年度未処理欠損金)を算定する上での連続性をもたらすことにあるとも考えられることから、組入資本金制度の対象であった積立金以外の積立金を当該事業年度に使用した場合に発生する未処分利益剰余金の額等も含めて一括して記載することが適当と考える。</p> <p>なお、年度途中で資本金の額及び資本剰余金を減じ、繰越利益剰余金に振り替える等の処理を行うことは予定していないものであり(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う地方公営企業法等の一部改正について(通知)」(平成23年8月30日付け総財公第103号)第一の二(二)、第一の四)、また、利益剰余金の処分は、決算に関する手続であることから、これらによって当該事業年度の損益計算以外に発生する未処分利益剰余金の額が変動することは予定していないと解する。</p>

13. その他（経過措置等）

日付	番号	質問	総務省回答
25.06.28	13-1	<p>その他有価証券の評価差額の計上方法 その他有価証券の評価差額を損益計算書に反映させず、「全額を資本の部に計上」(指針第4章第5②(3)参照)する場合の具体的方法如何。</p>	<p>取得原価100の有価証券の、n事業年度末日の時価が80となった場合の、仕訳及び貸借対照表の表示例は以下の通り。</p> <p>【仕訳】 その他有価証券評価差額 20 / その他有価証券20</p> <p>【貸借対照表の表示例(抜粋)】 1 固定資産 (3)投資その他資産 イ その他有価証券 80 ... 7 剰余金 ... 8 評価差額等 その他有価証券評価差額 ▲20 ...</p>